



2月23日は 「税理士記念日」

2月23日は「税理士記念日」。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来しています。記念日にあたり、税理士業務をもっと知っていただくために、2日間の電話相談を開設します。所得税、法人税、贈与税、相続税、消費税など、税に関するどんなご質問にも無料でお答えします。お気軽にご相談ください。



お気軽に
ご相談ください!!



こんな時は、税理士さんに聞いてみよう。

インボイスって?

電子帳簿
保存法って?

ふるさと納税
したけど
申告は必要
なの?

子どもや孫への
資金援助で
注意する
ことは?

相続時精算
課税はどう
変わったの?

ドルや金を
売ったんだ
けど?

開業
したんだけど、
どうしたら
いいの?

医療費控除
したいんだ
けど?



● 税理士は、税務に関するスペシャリストです。 ●税金の相談は税理士以外の者が行うことはできません。「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。 ●信頼のマーク・税理士バッジや税理士証票を携行しています。 ●職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

お気軽にお電話してください。

無料でんわ
相談室

2月21日(水)・22日(木) 午前10時→午後4時 神戸 078-231-3318 芦屋 0797-31-2808 加古川 079-427-7118

芦屋支部

神戸支部

長田支部

明石支部

灘支部

兵庫支部

須磨支部

加古川支部

ホームページで「近畿税理士会」の詳しいご案内をご覧ください。

近畿税理士会 検索
<https://www.kinzei.or.jp>

近畿税理士会
兵庫県第1支部連合会
申告相談は、税理士へ。